

極秘

解 第 7 回公開

4
1
内

天皇制について

(昭和二五・三・一三)

われわれはまた現在米軍の占領下にある南西諸島、小笠原諸島及び硫黄島の領有を保持することを希望する。

われわれは来るべき講和会議が領土問題の適切を解決を齎すものと確信する。われわれは、平和回復の後領土問題によつて国際関係の安定が害されなことを連合国が認識されることを信ずるものである。

まえがき

降伏の條件として日本国民と政府が最後まで堅持したのは天皇制の維持と云うことであつた。政治的独立と経済的生存の維持と云うことももちろん降伏の前提條件ではあつたが、前者はポツダム宣言の示した條件第十において、また、後者は條件第十一において認められていたから、特に問題とはならなかつたのである。

日本人は、日本国は天皇を中心とした一大家族的協同体であり、天皇と国民との関係は父子の如きものであると云う国家的理念をもつてゐる。この理念は従来道徳、宗教、文化、社会等国民生活の各面に具現されて来たのであるが、その最も顕著な、そして實際的に最も重要な発現は政治形態において見られたのである。それは、具体的には、天皇が、皇統に属するといふことを根柢として、日本国の元首であり、統治権の総攬者で

あられるという制度であつた。従来、天皇制といふときは普通これを指したのである。

ポツダム宣言と天皇制

一 国 の 政 治 形 態 は そ の 国 (ナ ー シ ョ ン) が 自 由 に 選 び 得 る こ と は 国 際 的 に 認 め ら れ た 原 則 で あ る 。 ポ ツ ダ ム 宣 言 も 、 そ の 條 件 第 十 二 に 表 現 せ ら れ た 所 か ら 推 して 、 こ の 原 則 を 前 提 と し て い る も の と 思 わ れ た の で あ る が 、 戦 争 中 連 合 国 に お い て 天 皇 制 廃 止 論 が 相 当 盛 ん で も あ つ た の で 、 日 本 政 府 と し て は 同 宣 言 受 諾 に 際 し 、 国 民 が 重 大 関 心 を も つ て い た こ の 問 題 に 関 す る 連 合 国 の 意 向 を 確 め る 必 要 を 認 め た 次 第 で あ る 。 こ の 点 に 関 し 日 本 政 府 は 一 九 四 五 年 八 月 十 日 の 米 、 英 、 中 、 ソ 政 府 あ て 通 告 に お い て 左 の 通 り 申 入 れ た 。

The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the Joint Declaration which was issued at Potsdam on July 26, 1945, by the heads of the Governments of the United States, Great Britain and China, and later subscribed by the Soviet Government, with the understanding that the said Declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler.

The Japanese Government hope sincerely that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

これに対する右四国政府の名に於ける米國政府の回答中天皇制の問題に關係ある條項は左の二つであつた。

From the moment of surrender, the authority of Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers, who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.

The ultimate form of government of Japan shall, in accordance with the Potsdam Declaration, be established by the freely expressed will of the Japanese people. 日本政府及び軍部内にかゝつては、右の二條件は「主権的統治者としての天皇の大権を害うものとして強硬を反對論を唱える者があり、廟議容易に決せず、果して終戦が天皇の熱望される如く行われ得るや一時は甚だ危ぶまれたのである。しかし天皇はこれらの條件は連合國が天皇制の存続を認めないということを毫も意味せず、日本の政治形態については連合國は干渉することなく日本国民が自由に決定することを承認したものであつて、右條件を受諾しても天皇制は必ずしも否定されるものではないとの見方を採用せられ、これによつてポツダム宣言の受諾が確定した。当時日本軍は猶、数百万の兵力を擁して盛んに本土決戦、一億玉碎を呼号し、一部にはクーデタをもつて降伏を阻止せんとする動きさえあつた。又、中には、連合國は終戦のため

の一時的方便として天皇制を認めるも、占領後、活殺自在の力をもつこととなるから、如何なる態度に出るやも測られずとの疑惧の念から、前記の條件受諾の危険性を説くものもあつたのである。このような情勢にかかわり、天皇は速に戦争の慘禍から人類を免れしめたいとの希望から、連合國の信義と良識に信頼してポツダム宣言受諾の勇断を下された次第である。

天皇制の根本的改革

建國後の約千年間を除いては、天皇は概ね實際政治には関與せられず、唯、國の元首として、又政治的權威の源泉としての名譽的地位（オナラリ、ステイタス）を有せられ、主として精神的、儀禮的機能を果たして來られた。

然るに明治初期の政治家は徳川幕府の残存勢力を抑えて國家的統一を強行する必要上、君主主義の色彩強きプロシア流の憲法を制定した。即ち旧憲法の規定では、天皇は統治權の總

攬者であり陸海軍の統帥者であり、又ある範囲内で議會とは獨立に法規を定め得る権能を有せられることになつていた。しかしながら、他方、凡て國務については國務大臣が、また統帥についてはチーフス、オヴ、スタッフが天皇を輔弼することになつていたし、また立法權の行使は原則として議會の協賛を必要とし、財政支出は凡て議會の承認を必要とし、且つ議會は凡ての國務について内閣の施政を批判し、その不信任を決議する権能をもつていたから、旧憲法下においても政治の實權は主として内閣、軍、又は議會に在つたのである。

明治時代の前半においては、藩閥を背景とする官僚内閣が政治の實權を握り、議會を輕視し勝ちであつたが、憲法上議會には前記のよりの権能が與えられており、且つ民主主義的勢力が抬頭して來たので、議會を無視しては政治を円滑に運営することが出来なくなり、明治の後半に至り結局政党内閣が生れ、議

会政治が原則となつた。天皇制の見地から言つても、人民のため
の政治、民意を尊重する政治がその要諦であるから、そのブ
ロバリーな運営は議會政治と矛盾することなく、むしろこれによ
つて最もよくその精神を活かすことが出来るのである。西園寺
公、大隈侯、原敬、加藤高明伯等エンライトンされた政治家が
目指したのは実にこの議會政治を内容とする英國流の立憲君主
制の確立であつた。而して実際においても、これら政治家の指
導と國民の政治意識の向上とによつて、議會政治は滿洲事変前
には確立するに至つたのである。

然るに政黨政治の腐敗と國民生活の經濟的行詰りに對する反
動として起つたこの事変を楔機として、軍が實際政治の指導力
となり、統帥權の獨立を濫用して、内は專制政治を強行し、外
は膨脹政策をとり遂に太平洋戦争を起すに至つたのである。
要するに旧憲法下においても相当期間議會政治が行われたの

であるが、形の上で君主主義を採用しては、また統帥
權の獨立等制度上の欠陥が少くなかつたので、非民主主義的又
は軍國主義的勢力が天皇の名において權力を濫用しようと思え
ばそれが出来る余地を存したのである。

この苦き体験に鑑み、新憲法はその規定を民主主義政治の原
則に嚴格にマッチせしめ、従来の天皇制とは著しく異つた政治
形態を採用した。即ち「國政の權威は國民に由来し、國政の權
力は國民の代表者がこれを行使する」という根本原則に則り、
主權は専ら國民に帰屬し、政治上の權力は全部民選議員から成
る国会とその信任を基礎とする所謂議院内閣に屬することにな
つた。それに伴つて天皇の法的地位と權能は根本的な變革を見
るに至つた。即ち天皇の地位は統治權の總攬者から國家の象徴、
國民統合の象徴に變り、その權能は憲法に規定された形式的又
は儀禮的な國事に關するものに限られ、國政には全く及ばない

ことになつた。また軍備と戦争を抛棄したから、統帥大権も勿論無くなつた。斯くて権力の地位にある者が天皇の名において大権を濫用する非民主主義的、軍国主義的政治が行われる余地は全然無くなつた次第である。

ただ理論的な見地から、国家機関のうち天皇という世襲的機関の存することは非民主主義的であるという議論もある。しかしながらこの機関が権力者として国政に干渉することはないのであるから、その存在は政治の民主主義的運営に実害無きのみならず、次の節に述べる通り天皇の世襲性という点が実に天皇制の機能の根柢をなしているのである。

新憲法下における天皇制の機能

新憲法上天皇の権能は形式的なものに限られ、天皇制のフアンクシヨンは著しく減少するに至つた。而も猶日本国民の大多数はこのような天皇制でさえその存続を希望している。その理

由は外国人の充分理解し難い所であるかも知れないので、天皇の基本的性格と天皇制の諸々の機能について若干説明致度い。天皇は何等自らの作為によらず、国法に定められた順序に従つて世襲的にその地位につかれる。天皇は御生涯を通じてその地位に必要なにしてふさわしい修養を積まれ、国民のモータル、リーダーとしての責任を自覚し、これを完全に果すより絶えず努力せられる。このようにして天皇は日本国において最も私利私慾を超越した公的性格を有する方とされるべき地位にある。天皇制は次に述べるよりの諸々の機能をもつているが、それらは凡て天皇のこの基本的性格にその源を有する。

(イ) 民主主義は多数決による政治である。而して多数決による政治が国民の眞の福祉を齎す賢明な、公平な善い政治たるためには少くとも国民の多数が高き教養と政治意識とをもつことがその前提条件である。そのためには智性と徳性高き人々、

殊に公平無私の心境にある人々が一般国民をエンライントンすることが必要である。我園においては天皇は明かにその一人である。新憲法下において天皇は権力者ではないが、その公的性格と名譽ある地位とに基いて、一個の社会人としてのその言動にもおのずから高き權威を伴うのである。

(四) 民主主義の下においては、一旦多数によつて合法的になされた決定は、後日多数によつて合法的に変更せられるまでは、所謂「普遍意志」として国民の全部によつて尊重され、遵守されねばならない。このことは社会の平和と秩序を維持するために肝要である。そのためには普遍意志は成るべく超党派的、超階級的立場にある者によつて、公に宣告されることが効果的である。また対外的儀礼上国家を代表することも、このよきな人によつてなされることを日本国民は望むのである。新憲法の下においても、法律や條約の公布、信任状や批准書

の認証、総理大臣や最高裁判所長官の任命、外國の大公使の接受、栄典の授與等が天皇によつてなされることになつてゐるのは、こゝういふ効果をもつてである。

(五) 道德及び文化の擁護者又は奨励者としての天皇の機能も亦重要である。

これを要するに、我園民の伝統と現状から見ても、天皇は社会和合の鍵として、また普遍的利益の擁護者としての存在価値を有せられ、天皇制は社会の平和と秩序の維持及び國際義務の円滑な履行に寄與するであらう。現在日本において天皇制廢止の立場をとつてゐる政党は日本共産党だけである。それは天皇制が、暴力による社会秩序破壊の企圖に対する障害になるからであつて、このことは取りも直さず、日本においては天皇制が民主主義的秩序の維持に役立つことを証明するものと言へるであらう。

天皇の戦争責任問題

天皇制の問題とは別に、今上陛下の戦争責任について往々議論が行われる。戦争責任ありとする論者は次の如く言う。「天皇の権限は戦争を終らせるときに疑問無きまでに証明せられた。戦争を行うにも天皇の許可が必要であつた。若し天皇が戦争を望まなかつたのであれば、その許可を差控えるべきであつた。天皇が大臣の進言に基いて行動したとしても、それはそのすることを適当と認めただからであつて、天皇の責任を制限するものではなかつた」と。しかしながらこのようを議論は、国務に関する責任についての旧憲法の規定、旧憲法下における政治運営の実際及び開戦決定の事情と終戦決定の事情との間に存する著しい差異を誤解している所から起るのではないかと思われる。

①既に述べた通り、旧憲法において天皇は統治権の総攬者であり陸海軍の統帥者であると規定せられ、一見絶大な実権を掌

握していられたように見える。然しながら立法権の行使は原則として議会の協賛を必要とし、財政支出は凡て議会の承認を必要とし、且つ国務即ち立法及び行政については凡て国務大臣が、また統帥についてはチーフス・オヴ・スタッフ、天皇を輔弼し、その責に任ずるものと定められていた。それ故、統帥は別であるが、政治の實際に当るものは、普通の事態においては、天皇ではなくて、内閣と議会とであつた。

西園寺公や牧野伯は天皇が英國国王のよりの立憲君主とされるより御輔導し、天皇御自身も常にそのよりに心掛けられ、行動せられた。天皇は国民幸福、立憲政治、世界平和の見地から、内閣や軍部に対して、善いことについては激励せられ、好ましくないことについては警告せられたが、究局的には、国務については内閣、統帥についてはチーフス・オヴ・スタッフの輔弼に従われ、統帥にも関係ある国務については、

内閣と軍部との一致せる意見を嘉納されるという慣行が確立していた。

太平洋戦争の開始は実にこの種の事項に属するのであり、当時内閣と軍部の意見は完全に一致していた。開戦に至るまでには種々の経緯があり、極東国際軍事裁判記録によつても明かな通り天皇は戦争を避けんとして屢々内閣と軍部に対して注意を與えられたが、最後には内閣と軍部の意見が開戦に一致し、東條内閣はこれ以外に途無しとして奏上したので、慣行に従つてこの意見を嘉納せられた次第である。即ち天皇としては立憲君主に普通期待せられる職責は果されると共に立憲君主としての分を守られたものと言ふことができるであらう。

然るに終戦の場合は、内閣と軍部との意見が一致しないのみならず内閣自体の中においても意見が一致しなかつたので、内閣の首班たる総理大臣が天皇の御意見を伺ひ、これに従うとい

う異例の措置によつて始めて内閣とチーフス、オヴ、スタッフの意見をまとめることができたのであつて、開戦の場合とは全く事情を異にする。

(四) 旧憲法において、国務に關しては、國務大臣が法制上の究局的責任者であり、統帥に關しては、チーフス、オヴ、スタッフが究局的責任者であり、天皇は無答責の地位に在りましたのである。このことは國務大臣やチーフス、オヴ、スタッフは天皇の責任を代つて負ふといふことではなく、國務や統帥はその輔弼によつてのみ処理せられるのであるから、自らなした輔弼の行為によつて自らが責任を負ふといふ意味である。この点については日本憲法学者の意見は一致していた。國務院等が如何なる意見を述べたとしても、それに従うと否とは、究局的には内閣の決する所であり、それ故その決定について